

鳥取県告示第 314 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

久本碎石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成 14 年（ワ）第 182 号）の債権に係る収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部治山砂防課

課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦

3 委任期間

平成 20 年 4 月 21 日から平成 21 年 3 月 31 日まで